

特定非営利活動法人 KOTOTUNA 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 KOTOTUNA という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、生きづらさを抱えている人に対して、障がい福祉サービス事業をはじめとした、生活、職業、自立などの訓練を行うことで、お一人お一人に適した、個性を引き出す支援を行う事業を行い、生きづらさを抱えた人が、健やかに暮らすことができる、必要とされる地域社会をつくり、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害福祉サービス事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数2分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合に、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数 5 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法又はファクシミリにより、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法又はファクシミリをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法又はファクシミリによる表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録又はファクシミリにより同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法又はファクシミリにより、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法又はファクシミリをもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法又はファクシミリによる表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員総数 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(施行細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

| | |
|-------|--------|
| 理 事 長 | 余川 琴代 |
| 理 事 | 藤井 加恵美 |
| 同 | 和久 通伸 |
| 監 事 | 全 祐貴 |
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 7 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるもの

とする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 5 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

| (1) 正会員 | 個人 | 団体 |
|---------|---------|----------|
| ① 入会金 | 0 円 | 0 円 |
| ② 年会費 | 5,000 円 | 10,000 円 |

| (2) 賛助会員 | | |
|----------|---------|---------|
| ① 入会金 | 0 円 | 0 円 |
| ② 年会費 | 3,000 円 | 5,000 円 |

役員名簿

特定非営利活動法人 KOTOTUNA

| 役名 | 氏名 | 住所又は居所 | 報酬の有無 |
|-----|-------------------|--------|-------|
| 理事長 | よかわ ことよ 余川 琴代 | | 有 |
| 理事 | ふじい かえみ 藤井 加恵美 | | 無 |
| 理事 | わく みちのぶ 和久 通伸 | | 無 |
| 監事 | ぜん ゆうき 全 祐貴 | | 無 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

設 立 趣 旨 書

障害者雇用促進法が施行されても、一般就労ができる障がいのある方はほんの一握りです。特別支援学校にて手厚いサポートを受けたとしても、特別支援学校の高等部を卒業後、すぐには、一般就労のための採用には結び付きません。知的障がい、身体障がい、精神障がいといった障がいをお持ちの社会的弱者ともいえる生きづらさを抱えた人はひとりで自立した生活を送ることまだまだ困難です。

一般就労をするため、採用に結び付くことの困難さという課題もありますが、他方では、一般就労後の課題もあります。それは、障がいのある人の離職率の高さです。一般就労後1年以内での離職率は、大企業であっても4割に上ります。障がいのある方にとって一般就労にて採用されることは非常に狭き門です。また、せっかく一般就労ができて、離職をしてしまうという悲しい現実があります。

しかし、働きたい気持ちを持った障がいのある方は多くいます。ですが、職場でのコミュニケーションを容易に取ることの困難さや、能力が発揮できる仕事への配置の難しさなど、支援する側の合理的な配慮が十分でないことで、障がいを持った方の就労を阻害しているという課題もあります。

一般就労が困難なことによって自立した生活を行うことが難しい社会的弱者ともいえる障がいのある生きづらさを抱えた人は、特別支援学校や家庭のみではなく、地域の支え、福祉的な支えが必要なのです。

私たちは、働く意欲のある障がいのある方に、一般就労をする希望を持ってもらえる就労支援事業所をつくり、地域で支えあい、生きづらさを抱えた人が、地域に受け入れられ、一般就労に結び付く社会をつくる必要があると考えています。

そのため私たちは、営利を追求しない非営利の組織として、障がいのある生きづらさを抱えたみんなが、基本的な権利や、普通の生活が保障されたノーマライゼーションの理念に基づいた支援を行います。

具体的には、私たちは、一般就労をしたい障がいのある方の受け皿となり、一般就労ができるまでの一貫した支援を提供できる場所づくりを進めていきます。

さらには、さまざまな障害をもつ生きづらさを抱えた人々が、地域の人々と力を合わせながら、生き生きと暮らすことができ、地域の人々に受け入れられ、安心して生活できる場所づくりを進めます。当法人の理念に賛同してくださる地域住民の方と連携を取りながら、地域の連携の輪を広げていきたいと考えています。

私たちの理念を実現するためには、国、兵庫県、神戸市といった行政機関や、たくさんの人との協力、ボランティアなどのサポートを受けながら事業を行っていく必要があります、社会的にも認められた公的な組織にしていくことが最善の策と考えました。

また、生きづらさを抱えた人に良質な支援を提供するための、障がい福祉サービス事業の指定を受けるためには、法人格を取得する必要があります。社会的にも認められた公的な組織にしていく必要があるのです。

そこで、私たちは、多くの市民の参画が不可欠な非営利の社会貢献型事業を行うことから、非営利法人の NPO 法人格を取得することとし、生きづらさを抱えたみんなの力になりたいという思いから特定非営利活動法人を設立することとしました。

NPO 法人化によって、生きづらさを抱えた人をしっかりと支援するための組織を確立し、一般就労の意欲のある生きづらさを抱えた人の居場所となることができるようになり、地域社会に広く貢献ができると考えています。

申請に至るまでの経緯 それぞれの現場にて障がい福祉を实践

令和6年 3月 3日 発起人会開催

令和6年 4月 14日 第一回設立会議開催

令和6年 5月 12日 第二回設立会議開催

令和6年 6月 2日 第三回設立会議開催

令和6年 6月 16日 第四回設立会議開催

令和6年 7月 21日 会員間で法人化の意思確認

令和6年 8月 11日 設立総会開催

令和 6年 8月 11日

特定非営利活動法人KOTOTUNA

設立代表者 余川 琴代

令和6年度事業計画書

特定非営利活動法人 KOTOTUNA

1. 基本方針

生きづらさを抱えた人のニーズにあった、寄り添った支援を実施するためにも、障がい福祉サービスの指定取得と体制整備に重点を置くため、まずは、プロジェクトを立ち上げ、一丸となって指定申請の手続きを確実に進めることとします。

障がい福祉サービス事業の指定取得までの期間が、準備期間を含めて3か月程度を見込んでいます。初年度は指定取得から本格的に事業を開始することとなることから、本年度(R7年)1月から事業を開始できる見込みです。

合わせて、実際に支援を行いながら、生きづらさを抱えた人のニーズにあった支援のあり方の方向性を決めて行くこととし、翌年度につなげて行くものとします。

2. 特定非営利活動に係る事業

| 定款の事業名 | プロジェクト内容 (具体的な事業内容) | 実施時期・回数 | 実施場所 | 受益対象者及び予定人数 | 収益見込 (千円) |
|----------------|---------------------------|---------|---------|------------------------|--------------|
| (1) 障害福祉サービス事業 | 障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業の運営 | 通年 | 兵庫県神戸市内 | 障がい福祉サービス利用者 14名(日) | 10,593 |

4. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 11月
- ②理事会 年3回

(2) 事務局体制

事務局長：余川 琴代 事務局スタッフ：清川 洋行

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人 KOTOTUNA

1. 基本方針

第二期は、初年度から検討を進めておりました、支援の方向性を具体的に決めることを基本方針とします。特に、一般就労をした障がいをお持ちの方の離職率の高さという課題があります。この課題に取り組むべく、まずは無理のない作業から利用者様に取り組んで頂き、徐々にステップアップの出来る環境、支援を行うことが出来るように、職員の資質の向上にも取り組んでまいります。

就労継続支援B型事業所として、利用者様おひとりおひとりに適した、作業内容を提供し、能力を引き出すことのできる取り組みを行います。

2. 特定非営利活動に係る事業

| 定款の事業名 | プロジェクト内容 (具体的な事業内容) | 実施時期・回数 | 実施場所 | 受益対象者及び予定人数 | 収益見込 (千円) |
|----------------|---------------------------|---------|---------|------------------------|--------------|
| (1) 障害福祉サービス事業 | 障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業の運営 | 通年 | 兵庫県神戸市内 | 障がい福祉サービス利用者 15名(日) | 27,239 |

4. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 8月
- ②理事会 年4回

(2) 事務局体制

事務局長：余川 琴代 事務局スタッフ：清川 洋行

令和6年度活動予算書

成立の日から令和7年 5月31日まで

(単位:円)

| 科 目 | 金 額 | | |
|-------------|------------|------------|------------|
| I 経常収益 | | | |
| 1. 受取会費 | | | |
| 正会員受取会費 | 50,000 | | |
| 賛助会員受取会費 | 30,000 | 80,000 | |
| 2. 受取寄付金 | | | |
| 受取寄付金 | 20,000 | 20,000 | |
| 3. 受取助成金等 | | | |
| 受取地方公共団体助成金 | 0 | | |
| 受取民間助成金 | 0 | 0 | |
| 4. 事業収益 | | | |
| 障害福祉サービス事業 | 10,593,100 | 10,593,100 | |
| 5. その他収益 | | | |
| 受取利息 | 1,000 | 1,000 | |
| 経常収益計 | | | 10,694,100 |
| II 経常費用 | | | |
| 1. 事業費 | | | |
| (1) 人件費 | | | |
| 給与手当 | 3,750,000 | | |
| 職員賞与 | 750,000 | | |
| 旅費交通費 | 250,000 | | |
| 法定福利費 | 800,000 | | |
| 人件費計 | 5,550,000 | | |
| (2) その他経費 | | | |
| 会議費 | 50,000 | | |
| 旅費交通費 | 250,000 | | |
| 水道光熱費 | 250,000 | | |
| 消耗品費 | 250,000 | | |
| 職員研修費 | 250,000 | | |
| 通信運搬費 | 200,000 | | |
| 保険料 | 170,000 | | |
| 減価償却費 | 210,000 | | |
| 印刷製本費 | 50,000 | | |
| 地代家賃 | 600,000 | | |
| 利用者工賃 | 700,000 | | |
| 雑費 | 250,000 | | |
| その他経費計 | 3,230,000 | | |
| 事業費計 | | 8,780,000 | |
| 2. 管理費 | | | |
| (1) 人件費 | | | |
| 役員報酬 | 1,000,000 | | |
| 法定福利費 | 0 | | |
| 人件費計 | 1,000,000 | | |
| (2) その他経費 | | | |
| 旅費交通費 | 100,000 | | |
| 水道光熱費 | 50,000 | | |
| 消耗品費 | 100,000 | | |
| 通信運搬費 | 50,000 | | |
| 印刷製本費 | 50,000 | | |
| 雑費 | 50,000 | | |
| 租税公課 | 50,000 | | |
| その他経費計 | 450,000 | | |
| 管理費計 | | 1,450,000 | |
| 経常費用計 | | | 10,230,000 |
| 当期正味財産増減額 | | | 464,100 |
| 設立時正味財産額 | | | 20,000 |
| 次期繰越正味財産額 | | | 484,100 |

令和7年度活動予算書

令和7年6月1日から令和8年 5月31日まで

(単位:円)

| 科 目 | 金 額 | | |
|----------------|------------|------------|------------|
| I 経常収益 | | | |
| 1. 受取会費 | | | |
| 正会員受取会費 | 50,000 | | |
| 賛助会員受取会費 | 30,000 | 80,000 | |
| 2. 受取寄付金 | | | |
| 受取寄付金 | 20,000 | 20,000 | |
| 3. 受取助成金等 | | | |
| 受取地方公共団体助成金 | 0 | | |
| 受取民間助成金 | 0 | 0 | |
| 4. 事業収益 | | | |
| 障害福祉サービス事業 | 27,239,400 | 27,239,400 | |
| 5. その他収益 | | | |
| 受取利息 | 1,000 | 1,000 | |
| 経常収益計 | | | 27,340,400 |
| II 経常費用 | | | |
| 1. 事業費 | | | |
| (1) 人件費 | | | |
| 給与手当 | 12,000,000 | | |
| 職員賞与 | 1,200,000 | | |
| 旅費交通費 | 250,000 | | |
| 法定福利費 | 2,000,000 | | |
| 人件費計 | 15,450,000 | | |
| (2) その他経費 | | | |
| 会議費 | 120,000 | | |
| 旅費交通費 | 600,000 | | |
| 水道光熱費 | 600,000 | | |
| 消耗品費 | 600,000 | | |
| 職員研修費 | 600,000 | | |
| 通信運搬費 | 480,000 | | |
| 保険料 | 400,000 | | |
| 減価償却費 | 500,000 | | |
| 印刷製本費 | 120,000 | | |
| 地代家賃 | 1,440,000 | | |
| 利用者工賃 | 1,800,000 | | |
| 雑費 | 600,000 | | |
| その他経費計 | 7,860,000 | | |
| 事業費計 | | 23,310,000 | |
| 2. 管理費 | | | |
| (1) 人件費 | | | |
| 役員報酬 | 2,640,000 | | |
| 法定福利費 | 0 | | |
| 人件費計 | 2,640,000 | | |
| (2) その他経費 | | | |
| 旅費交通費 | 240,000 | | |
| 水道光熱費 | 120,000 | | |
| 消耗品費 | 240,000 | | |
| 通信運搬費 | 120,000 | | |
| 印刷製本費 | 120,000 | | |
| 雑費 | 120,000 | | |
| 租税公課 | 50,000 | | |
| その他経費計 | 1,010,000 | | |
| 管理費計 | | 3,650,000 | |
| 経常費用計 | | | 26,960,000 |
| 当期正味財産増減額 | | | 380,400 |
| 前期繰越正味財産額 | | | 484,100 |
| 次期繰越正味財産額 | | | 864,500 |